薩監第　１５１－１　号
令和８年６月３日

薩摩川内市長　田　中　良　二　殿

薩摩川内市監査委員　草　留　隆　志
同　長友　久美子
同　大田黒　博

定期監査の結果について

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく定期監査を薩摩川内市監査基準に準拠して実施したので、同条第９項の規定により監査の結果を報告します。

記

１　監査の種類
地方自治法第１９９条第４項の規定による定期監査

２　監査の対象
(1)　対象課所
甑島振興局及び下甑支所の地域振興課、里診療所、上甑診療所、下甑手打診療所、鹿島診療所及び下甑歯科診療所並びに甑島教育課、手打小学校及び鹿島小学校
(2)　対象事務
令和７年度（令和７年４月１日～令和８年３月３１日）の財務に関する事務の執行

３　監査の着眼点
地方自治法第２条第１４項、第１５項及び第１６項の規定に則って、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、予算の執行及び財産の管理などが法律や条例に基づき適正かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

４　監査の実施方法
今回の監査は、あらかじめ必要な関係書類及び資料の提出を求め、証票突合等の事前審査を行った後、関係職員に対する質疑、応答、その他必要と認めた監査手続を実施した。

5　監査の実施場所及び日程

(1)　実施場所

監査事務局執務室、甑島振興局内、下甑支所内及び対象学校等内

(2)　実施期間

令和８年４月６日（月）～ 令和８年５月２０日（水）

(3)　委員ヒアリング実施日

令和８年５月１９日（火）・２０日（水）

6　監査結果及び意見

(1)　監査結果

おおむね適正に処理されていると認めた。

(2)　監査意見

【共通】

○　財務証票について、記入・押印漏れや誤記等が散見されたことから、決裁過程において、作成書類の確認及び精査を徹底されたい。

○　建設機械・車両借上げについては、現行のマニュアルにおいて写真管理が不要とされているが、着工前及び完成後の履行状況が確認できるよう、添付書類の整理を図られたい。

○　即決補修については、「確認シート」のその他欄なども活用し、当該事由を客観的に確認できるよう、適切な対応に努められたい。

【診療所】

○　随意契約については、契約規則等の根拠法令を確認の上、適正な事務処理に努められたい。

【学校】

○　薬品については、教育委員会通知「薬品の管理等について」に基づき、厳正な管理に努められたい。